

令和6年12月橋本市議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月4日（水）

議事日程第4号

令和6年12月4日（水） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番14 16番 土井裕美子君 132

順番15 17番 石橋英和君 145

議員定数18名

出席議員18名

1番 森下伸吾君	2番 板橋真弓君
3番 岡本喜好君	4番 梅本知江君
5番 阪本久代君	6番 高本勝次君
7番 岡弘悟君	8番 田中博晃君
9番 堀内和久君	10番 垣内憲一君
11番 岡本安弘君	12番 小林弘君
13番 田中和仁君	14番 南出昌彦君
15番 辻本勉君	16番 土井裕美子君
17番 石橋英和君	18番 中本正人君

説明員職氏名

市長 平木哲朗君	副市長 小原秀紀君
教育長 今田実君	総合政策部長 井上稔章君
総務部長 中岡勝則君	経済推進部長 三浦康広君
	農業委員会事務局長
健康福祉部長 久保雅裕君	危機管理監 大岡久子君
建設部長 西前克彦君	会計管理者 兼井和彦君
上下水道部長 堤健君	教育部長 岡一行君
消防長 永井智之君	病院事務局長 池之内正行君
選挙管理委員会事務局長 辻本昌亮君	監査委員事務局長 岩坪恭子君
財政課長 三嶋信史君	政策企画課長 辻本真吾君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 笹 山 奨

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3 番 岡本君、17 番 石橋君の 2 人を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第 2 一般質問を行います。

順番14、16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。

一般質問の 3 日目のトップバッターでございます。あと 2 人なので、もう少しお付き合いいただけたらと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は 2 項目であります。

まず、1 項目めは、マイナ保険証への移行に伴う不安点の解消についてでございます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、先日ですね。健康保険証は新しく発行されなくなり、全てマイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証に移行していくことになりました。ただし、移行後も現在使われている健康保険証は有効

期限までの間、橋本市におきましては令和 7 年 9 月末までは使用できるということであります。

また、マイナンバーカードを持っていない方や、マイナンバーカードは持っているけれども保険証とひもづけしていない方については、現行の保険証の有効期限が切れる前に、資格確認書というもの、これは従来の保険証の代わりとなるものでございますが、それを無償で、申請をしなくても郵送していただけるということであります。

本市としましてもこのマイナ保険証への移行のことを、本年 9 月に最後の国民健康保険証を郵送されたときに、厚生労働省のプリントと一緒に同封していただいたり、それからホームページ、12 月の広報でもお知らせをしておられますけれども、まだまだ市民の皆さま、特に高齢者の方々の間では不安を感じていらっしゃる方もおられますので、今回、何か、その不安点を解消するためにも質問をさせていただきたいと思います。

1、マイナ保険証を導入することによるメリットとデメリットをお教えてください。

2、本市のマイナンバーカードと健康保険証のひもづけ率は県下の他自治体と比較してどのような状況ですか。

3、マイナンバーカードの認証機能がカード作成後 5 年で切れますが、更新せずに切れてしまうと、保険証としても使えなくなるのでしょうか。

4、後期高齢者医療も国民健康保険と同じく、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになるということですが、どのようなになるのでしょうか。

5、現在、保険料滞納者に対して発行している資格証明書や短期証が廃止されると聞いております。滞納者に対してはどのような対応になるのでしょうか。

次に、2項目めでございます。野良猫の不妊手術への補助金制度の復活と啓発活動の充実をでございます。

現在、本市においては、猫の殺処分数を減らし、地域住民の生活環境を守るべく、和歌山県が推奨する地域猫制度の取組みや公益財団法人どうぶつ基金の行政枠チケットなどを活用し、市民などで構成するボランティア団体との協働により、毎月、市民から要望のあった地域で地域猫の取組みを行っております。

毎月の相談件数は一時期よりは少なくなつたものの、いまだに相談は後を絶たず、一部のボランティア団体にのみ負担をかけている状況であり、この活動を今後も継続していくことは、現状のままでは難しいと感じております。

ようやく本市においても地域猫活動が定着し始め、徐々にその効果が現れ始めていますので、この活動を継続、発展させていくためには、今後は先進地の事例も参考にしつつ、より多くの市民を巻き込み、行政が主導的な役割を果たしていく必要があると考えますので、何点か質問をさせていただきます。

1、地域猫制度が創設されて以来、ここ数年の地域猫となった数をお教えてください。また、その効果についてはどのようにお考えでしょうか。

2、地域猫活動に関しての本市における予算はありますでしょうか。

3、近隣自治体では、担当課の職員が野良猫の相談があった地域に出向き、地域住民と共に野良猫の捕獲や病院への搬送を行い、また、市民向けに地域猫サポーター制度というものを創設し、保護猫の情報を市のホームペ

ージなどに上げるなど、積極的に取り組んでおられる自治体もあります。本市においても先進自治体を参考にし、もっと積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

4、平成19年頃まではあった猫の不妊手術に対する補助金制度がなくなって以降、徐々に野良猫が増えてきたということをお聞きしたことがあります。地域猫の不妊手術に対する補助金を復活させてはいかがでしょうか。

5、地域猫制度についての勉強会等、先進自治体の成功事例を学ぶような講演会などを積極的に毎年開催していただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、私の壇上よりの質問を終わります。明快なご答弁よろしく願いをいたします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の質問項目1、マイナ保険証への移行に伴う不安点の解消に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）おはようございます。

マイナ保険証への移行に伴う不安点の解消についてお答えします。

一点目のマイナ保険証を導入することによるメリットとデメリットについてですが、メリットとしては、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報提供に同意いただくと、医師等から正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができるなど、データに基づく、より良い医療が受けられます。

次に、医療機関等で高額な医療費が発生する場合、限度額を超えて医療費を自己負担したり、市役所で限度額適用認定証の交付申請手続きをする必要がなくなります。

また、マイナポータルから保険医療を受け

た記録が参照できるため、簡単に医療費控除の申請の手続きができることなど、様々なメリットがあります。

次に、デメリットについては、オンライン資格確認システムがシステム障害等により利用できない場合は、マイナ保険証のみでは受信できない場合があります。また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証として利用できなくなるなどが考えられます。

次に、二点目の本市のマイナンバーカードと健康保険証のひもづけ率の県下の他自治体との比較についてですが、国民健康保険については8月末現在で被保険者数1万2,769人中、ひもづけ者数9,156人で、ひもづけ率は約71.70%となっており、県下でのひもづけ率の順位は県内30自治体中8位となっています。

次に、後期高齢者医療については9月末現在で被保険者数1万1,294人中、ひもづけ者数8,162人で、ひもづけ率は約72.27%となっており、県下でのひもづけ率の順位は1位となっています。

次に、三点目のマイナンバーカードの認証機能がカード作成後5年で切れますが、更新せずに切れてしまうと保険証としても使えなくなるかについてですが、マイナンバーカードには本人であることを証明するため4桁の暗証番号を入力して使用する電子証明書が格納されています。その電子証明書の有効期限が5年で切れるため、更新しない場合は健康保険証として利用できなくなります。

そのため、有効期限が切れる3か月前に国からご本人宛てに通知が送られることになっています。もし更新を失念したとしても、その後3か月間は引き続きオンライン資格確認が可能となっており、健康保険証として利用できますので、その間に保険者から資格確認書を職権で交付することになっています。

次に、四点目の後期高齢者医療も国民健康保険と同じくマイナンバーカードを健康保険証として利用することになるということですが、どのようになりますかについてですが、基本的には国民健康保険や他の健康保険と同じ制度運用になっていますが、後期高齢者医療制度の加入者は主に75歳以上の高齢者であるため、情報技術（IT）に不慣れなどの理由により、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられることから、暫定的な運用として、令和6年12月2日以降、令和7年7月末の一斉更新までは、新規加入者や転居等により従来の後期高齢者医療保険証の書面情報に変更が生じたために再交付する方などについて、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を職権交付することで円滑な移行ができるよう対応します。

次に、五点目の現在、保険料滞納者に対して発行している資格証明書や短期証が廃止されると聞いていますが、滞納者に対してはどのような対応になるのかについてですが、議員おただしのとおり、資格確認証、短期証は廃止され、医療費を一旦10割負担いただく特別療養費の制度に変わります。

特別療養費の対象となるのは、納付勧奨の取組みをしても1年以上未納があり、納付勧奨通知や納付相談の機会を設けるなどしても納付の意思を示されない滞納者となっています。マイナ保険証を保有している方はオンライン資格確認時に特別療養費の対象である旨が表示され、マイナ保険証を保有していない方は資格確認書に特別療養費の対象である旨を表示して職権交付することになります。

滞納者の方については、各種申請に来られたときなど、個別納税相談の機会を設け、納付指導につなげていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） それでは、だいたい今の質問で大まかなことは分かったんですけども、細かいことで、結構、市民の皆さまからお問合せ等もございますので、少しお付き合いを頂きたいと思います。

今、メディアとか、それから、12月2日以降、様々な媒体、テレビなどの特集などでマイナ保険証のことについては取り上げられておりますけれども、まだまだ情報が行き渡っていない部分もございますので、これを機会に安心をしていただけたらなというふうに思いますので、お付き合いください。

従来の健康保険証というのは12月2日以降は新規で発行はされなくなるということでございますね。発行済みの保険証というのは、橋本市であると、繰り返しになりますが、令和7年9月末までは使用できるということなので、いいんですけれども、その資格確認書、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が自動的に送られてきますよということなんですけれども、その資格確認書というのはだいたい橋本市ではいつ頃送られる予定でしょうか。

何か聞きますと、他の自治体ではもう既に送っていらっしゃるところとかも、協会けんぽなんかにしてもあるというふうにお聞きしておりますので、「いつ送ってくるんでしょう」というようなちょっとお問合せもございましたので、橋本市としては資格確認書はだいたいいつ頃送られる予定でしょうか。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） 資格確認書の送付時期ということでございますが、資格確認書の送付につきましては、保険証の切れるタイミングを見計らいまして、受診に影響がないように送らせていただくことになっていきます。

本市の国民健康保険証は有効期限が令和7年9月30日までですので、その保険証の有効期限が到来する令和7年9月中に資格情報のお知らせや資格確認書の送付をさせていただいて、有効期限が途切れないようにさせていただくということになっております。

○議長（森下伸吾君） 16番 土井君。

○16番（土井裕美子君） 徐々にということですよ。まだ1年猶予がありますので、徐々に送ってきますよということですよ。

送ってきたら、それをもうぼいっと捨てないで、ちょっと、しっかりと自分の手元に置いて保管しておいてくださいねということなんです。それもまた広報をしていただけたらと思います。うっかり捨ててしまってしまうこともございますので、その辺のところはお願いしておきます。

それと、メリット、デメリットは分かったんですけれども、2番の国民健康保険のひもづけ率というのは約71.7%で30自治体中8位、また、後期高齢者医療保険は9月現在のひもづけ率では何と県下では1位ということで、これは橋本市、結構、挙げてマイナンバーカードの登録の推奨をずっと行っていただきましたので、たしかあの当時、市民課にいらっしゃる課長もいらっしゃいますので、頑張って取組みをしていただいたおかげの成果でございまして、これはもう大変、1位ということはすばらしいので、これからも頑張っていたきたいんですけれども、再質問です。

まだまだ、まだ70%台ですので、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけがなかなか自分ではできないよという方とか、それから、マイナンバーカード自体がまだ登録されていない方もいらっしゃると思いますけれども、そのような方というのは、まだ、丁寧に、以前でも丁寧に教えていただいていたけれども、その辺の方はどのようにされたらよ

いのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）国民健康保険等での被保険者で、マイナンバーカードを既に持っており、保険証のひもづけを行いたいが、やり方が分からないという方につきましては、保険年金課の窓口に来ていただければ、登録サイト、マイナポータルというところになるんですけれども、つながる端末機を設置しておりますので、市の職員が登録のお手伝いをさせていただくということで対応させていただきます。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）あと、マイナンバーカードを持っているけれども、自分が保険証とひもづけているのか分からないという方もいらっしゃると思いますので、その辺のところも多分、聞きに来られる方が多いと思いますので、その対応もよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、11月29日の新聞記事に、9月時点において全国の医療機関や薬局の92%がマイナ保険証に対応しており、約7,700万人を超える方がマイナ保険証とのひもづけを済ませたけれども、利用率、それを利用しているのが10月時点ではまだ15.67%だという記事が載っております。

なかなか、まだ保険証が使えますので、紙の、その保険証で済ましているという方が多いんですけれども、現在、国民健康保険における本市のひもづけ率は71.7%なんです、マイナ保険証として利用されている利用率というのは分かりますでしょうか。分かればお教えください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）利用率につきましては、国民健康保険の場合でいいますと、マイナ保険証の利用率は、令和6年9月末時点でございますけれども、15.2%ということ

になっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）だいたいそんな感じですね。まだまだ慣れていないというか、まだ保険証、紙が使えるからまあいいかという、そういう感じなんだと思いますけれども、中にはまだ医療機関とか薬局などのほうでカードリーダーといいますか、それを設置していないところがあるようにも聞いておりますけれども、本市において医療機関とか薬局でマイナ保険証に対応できているのかどうかというのは分かりますでしょうか。もし分かればお教えいただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）マイナ保険証は、医科、それから歯科、薬局で利用が可能となっております。市内の医療機関、薬局等のマイナ保険証の利用可能な施設登録数を紹介させていただきます。

国のホームページに11月17日時点での医療機関の一覧表がございまして、そこからご紹介させていただきますと、医科ということで病院とか診療所は市内で54件の医療機関が登録されています。それから、歯科診療所につきましては31件、薬局については33件ということで、全体では118件の登録ということで公表されております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）これは医療機関とか薬局、歯科医院とかの努力でしっかりと、カードリーダーなんかを設置してやっていただかないといけないし、また、電子カルテの対応もしていただかないといけないと思いますので、徐々に設置していただいて、便利な面がたくさんございますので活用できるように、また、もしまだのところがございましたら、橋本市のほうからもご指導していただけたら

というふうに思いますので、よろしくお願いします。

続いて、マイナ保険証になると、なかなか現場での対応が難しいというようなこともお聞きしております。例えば、訪問診療をされるとき、訪問診療のときとか、それから、患者さんが1人で受診が困難で介助の方が必要な場合、その介助の方がマイナンバーカードを持っていられるというのがなかなか大変やということもお聞きしておりますし、また、施設に入所されている場合は、今までだったら施設が保険証を預かっていたらいいんですけども、マイナ保険証になりますと、施設がマイナンバーカードを預からないといけないときなどはすごい困るんですというようなご意見がございました。

マイナ保険証を登録していても、このような場合は紙の保険証に代わる、送られてくる資格証明書というのが、申請をすることによって交付することができるような特例というのが、そういうのがございましたら教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）資格証明書というんですけれども、要介護の高齢者または障がいをお持ちの方などは、いわゆる要配慮者に該当される方なんですけれども、もう既にマイナ保険証を持っていましても、そういった今のいろんなケース・ケースで利用が困難な方については、交付申請書によって資格証明書を交付することが可能です。

要配慮者として資格証明書の交付を受けた方は、資格証明書の有効期限が切れる前に新しい資格証明書をまた新たに職権により郵送させていただくこととさせてもらっております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）すみません、間違え

ました。私もよく間違えるんです。分かりにくいんです。資格証明書ですよ。後でまたその資格証明みたいのが出てくるんですけど、資格証明書というのがなかなかまだ身についてなくて間違えることが多いので、漢字にしても、確認書の書は証明書の証ではなくて書くというほうですから、これは本当に市民の方にしましたら難しいというか分かりにくい問題だと思いますので、私もいろいろ調べた中でもこうやって言い間違えることもございますので、そのようなことをよく考えて、いろいろ広報もしていただけたらと思います。

続いて、資格証明書の再発行についてなんですけれども、例えば、もう送られてきたときについてうっかり捨ててしまったとか、資格証明書がどこへ行ったか分からへんというような場合、再発行については、高齢の方々にはなかなか市役所の窓口に行きに行くことは難しい場合もあるかと思うんですけれども、窓口に行かずに申請の手続きをすることというのはできますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず、市役所の窓口に来られるのが困難な方は、電話を頂ければ再発行に関するお手続きの関係する申請書をご自宅に送らせていただいて、必要などところをご記入いただいて保険年金課宛てに返送していただきましたら、その中身を確認して、新たな資格証明書を郵送させていただきます。

あと、高野口公民館に遠隔窓口システムが導入されておりますので、そこで申請していただくと、郵送による交付をさせていただきます。

また、代理の申請も受付させていただいておりますので、同一世帯の方が代理申請していただければ、そこで交付させていただきますし、世帯分離等で別世帯の方につきまして

は委任状が必要となっておりますが、代理申請も可能とさせていただいておりますので、どちらかをご利用いただければと思っております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）ありがとうございます。そのように、親切丁寧に、なかなか移行時というのはいろいろなトラブルとかがあると思いますので、親切に対応していただけることを希望いたします。

それでは、ちょうど30分ぐらいになるんですけども、答弁の中のデメリットの部分についてなんですけれども、マイナ保険証になりますとオンラインの資格確認システムというのがありまして、それを窓口でするわけですが、やはり機械のことですので、現在もいろいろなシステム障害がよく起こるというようなことを聞かせていただいているんですが、システム障害などによって利用ができないときとか、それから、まだやはり対応をされていない窓口があると思うんです、オンラインの保険証、マイナ保険証を、医療機関があると思うんですけれども、マイナ保険証だけでは受診できない場合がありますということなんですけれども、その場合については、どのようにすれば受診ができるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）システム障害等で利用できない場合等々につきましてのご質問でございますけれども、令和6年12月2日以降にはマイナ保険証を基本とする制度に移行しております。

従来の紙の保険証というのはもう既に発行されなくなっていますので、12月1日以前に発行済みの保険証については、経過措置として最長1年間、国民健康保険であれば9月末までになっておるんですけれども、そういった保険証の有効期限までは利用できますので、

システム障害等で使えない場合は、従来の保険証をその期間であれば窓口に提示していただきますと受診していただけます。

有効期限を過ぎてしまった場合ということで、このようなシステム障害に対応するためのものとして、マイナ保険証をお持ちの方に対しては、その切れる期限までには「資格情報のお知らせ」という保険者情報を郵送させていただくことになっておりますので、資格情報のお知らせと、それからマイナ保険証をセットで提示していただきますと、受診をしていただくことができます。

そういったことを考慮しますと、期限が有効なものとは従来の保険証もお持ちいただく、そして、併せてマイナ保険証と保険者から発送されている資格情報のお知らせ、これらは常に持っていただくとことで、システム障害のときとか、それから医療機関でシステムを導入していないところについては対応していただけると思っております。

資格情報につきましては、その資格情報のお知らせのみではなくて、マイナポータルにアクセスしてスマートフォンの画面を提示することで、資格情報のお知らせに代わる画面がありますので、それを提示することも可能ですので、そういったご対応をしていただければありがたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）なかなか難しいですよ。私も機械類とかIT関係はすごい苦手なほうなので、何回教えてもらっても、どうするんやろうこれ、どうやってするんやろうというので、子どもとかに聞いても「何回も同じこと言わせるなや」といって怒られるときがあるんですけれども、そういう方がやっぱり多いと思うんです。

今回これ、質問をいろいろ調べさせていただいて、今、部長がおっしゃった資格情報の

お知らせというのが配られるよと、配付されるよと。それと一緒に持ちいただいたらということなんです、ちょっと画像のほうをお願いいたします。

ちょっと見えにくいですが、こういう資格情報、これは厚生労働省のところから取ったんですが、資格情報のお知らせというのが送られてくるわけですが、ちょっと大きくします。

こういう資格情報のお知らせというのが、これはマイナ保険証をお持ちの方に送られてくるものでございます。名前とかいろいろ番号が書いてある。

それで、こうやって、マイナポータルへのアクセス、ダウンロードはこちらですよ、こういう二次元コードが書いてあって、問題はここなんです。

ちょっと見えにくいですが、これ一番大きくしてこれなんです、ここの点線のところ、これが資格情報のお知らせという、今の上の表を細かくしたもので、ここの点線で切り取って、できたらマイナンバーカードと一緒に持っている、もしシステムエラーとかが出てしまった場合、自分がマイナポータルとつなげなかったときなどには、マイナンバーカードとこの点線で切り取った、多分、A4の紙で送られてくると思うんですけども、この紙と一緒に提出していただくと受診できるという、そういうことなんです。

これがなかなか、まだまだ知られていないと思うんです。私も知らなくて、「えっ、こんななんですか」というような感じでちょっとびっくりしたんですけども、これをくしゃくしゃと捨てないで、もうこれはええわと捨てないで、やっぱり市民の皆さまが点線で切り取って、一緒にお持ちいただくと一番安心して受診ができるよということなので、この辺のところはなかなかまだまだ、新しい用

語がいっぱい出てきていますので、資格情報のお知らせとか、それから資格確認書であるとか、その辺のところを親切丁寧に何度も広報をしていただかないとあかんのかなというふうに思っている次第でございます。

私もこれ初めて知りましたので、これをぜひ皆さんにも知っていただきたいし、傍聴者の方、それからネットで見られている方々にも、あー、こんなが送られてくるのかと、これは捨てたらあかん、ここの点線で切り取ってマイナンバーカードと一緒に持ち歩かないといけないんだなということを知っていただけるようにと思って、これを映し出したわけでございます。

こういうことですので、これをしっかりと、今後は広報をしっかりとさせていただく必要があると思います。郵送で順次送っていきますということなんです、やっぱり、ついすっかり忘れてしまうこともありますし、いつ送ってくるか分かりませんよね。送ってきたときにやっぱりそれをきっちり認識して、その切り取り線で切り取らないといけないですし、多分もう少し後、今すぐだったらすぐ覚えているかもしれないけれども、もう少し後の郵送になる可能性もございますので、その辺のところの今後の広報についてはどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお教えいただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おたしの点につきましては、確かに非常には分かりづらいというか、まだなじんでいないので、そういった書類が保険証と同等の意味を持つというところが、まだ市民の皆さんには届いていないのかもしれない。

今、議員のご提案のように、広報は重要だというふうに感じておりますので、市の広報につきましてもまた順次させていただくなり、

ホームページによる周知をはじめ、被保険者に必ず年に1回は納税通知というのがございますので、そこを強調したチラシを同封するなどして周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）丁寧な説明をさせていただくことが必要だと思います。マイナ保険証になりますと、いろんなメリットもございます。お薬の重複を避けるようなこともできますし、医療費の削減にもつながりますので、しっかりと周知をしていただくということでお願いをしたいと思います。

これで一つ目の質問は終わりますので、二つ目の質問でお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、野良猫の不妊手術への補助金制度の創設と啓発活動の充実をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中岡勝則君）登壇〕

○総務部長（中岡勝則君）野良猫の不妊手術への補助金制度の創設と啓発活動の充実についてお答えします。

一点目の地域猫となった数とその効果についてですが、平成29年4月の改正・和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例施行以来、令和6年10月末現在で、延べ1,569匹が不妊手術を受け、市内の各地域で地域猫として生活しています。

その効果として、地域猫活動を展開することで、野良猫を原因とする給餌、給水、排せつ物等による住民間のトラブル解消や、地域のコミュニケーションの向上に寄与していると考えています。

二点目の地域猫活動に関する予算に関しましては、地域猫活動を目的とする市民に無償で貸し出すための保護おりの購入や、公益財団法人どうぶつ基金によるさくらねこ無料不

妊手術事業の実施時に使用するペットシートなどの消耗品の調達費用を予算計上しています。

三点目の市としての積極的な取組みについてですが、市町村の職員が地域に出向いて野良猫を捕獲し、手術を受けるため県外の病院への搬送までを手厚く行う近隣自治体があることは承知していますが、本市では現時点で同様の対応は考えていません。

しかしながら、市民協働としての地域猫サポーター制度の創設や保護猫の情報発信などにつきましては、他市の取組みを参考に進めてまいります。

四点目の猫の避妊手術に対する補助金制度についてですが、本市での飼い猫を対象とした避妊・去勢に対する補助は平成19年度に終了しています。

議員おただしの地域猫活動に伴う野良猫の不妊手術に対する補助につきましては、手術をすることで繁殖を防止し、地域猫として一代限りの命を全うさせることができる有効な手段として検討していきたいと考えています。

五点目の地域猫制度についての勉強会や成功事例を学ぶ講演会についてですが、本市では過去3回、さくらねこタウンミーティングを開催しており、今後も県やボランティア団体とも連携しながら、市民への啓発や人材育成の場として、同様の講演会や集会を開催していきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君、再質問ありますか。

16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）時間があまりないので、いろいろ再質問を考えてきたんですが、はしょっていきます。

私、この地域猫制度の質問は何回もしておりますが、初めての議員もいらっしゃるかと思いますので、ちょっとだけ触れますが、猫

の繁殖力ってすごく強いんです。交尾をした刺激で排卵しますので、交尾をすればほぼ100%妊娠をします。妊娠期間は約2か月で、1回の出産で4頭から8頭生まれます。春と秋が発情期だと言われていますが、日照時間等の関係とか温度の関係で、ほぼ1年中、交尾をすることができます。

環境省の資料によりますと、1匹の雌が3年後には2,000頭になるわけです。1匹の雌が1年後には20頭になって、2年後には80頭になって、3年後には2,000頭以上産むというふうに試算が出ていますので、本当にその繁殖力ってすごいんです。

そこで、橋本市は1,569匹が地域猫になっているわけですが、これすごい数だと思うんです。sonだけ猫がいるわけですね。でも、今は県のチケットで個人の人がやっていたいっている部分もあるんですけども、ほぼ市民ボランティアの団体に頼っているわけですが、なかなかそのボランティアも、どのボランティアも一緒だと思うんですけども、組織の継続というのが難しくて、やっぱり年齢もいつてきますし、ずっと一生それが続くわけではありません。

今すごい市民協働で頑張っているんですけども、やっぱりそのボランティア団体だけに頼っているのでは駄目だと思うんです。一つの団体が100匹を手術するんじゃなくて、100人がそれぞれ1匹ずつ地域猫にしていだいたなら、そこがまた増えていくということになりますので、ぜひとも市民の人に情報発信をして、もっと市が主導的な役割を果たして、地域猫にする活動を進めていってほしいんです。

そのためには、なかなか予算ありませんので、しっかりと予算もつけていただきたいし、もう大変簡単なノウハウでございます。私たちもボランティアで行っていますけれど

も、猫をわざわざ網で捕るんじゃなくて、捕獲器を仕掛けたら、そこにちゃんと猫は入ってくれますので、そういうノウハウを住民にしっかりと教えていただきたい。

先進的な事例もしっかりと学んでやっていきます、これからも進めていきますということなので、やっていただきたいんですけども、なかなかそれだけでは進まないのも、もう平成19年になくなってしまった補助金制度をまた元に戻していただくことはできないかなと思って、これが一番のこの質問の目的なわけです。

近隣の御所市では地域猫サポーター制度というのを活用して、いろいろな市民を巻き込んでそういう活動を広げていっていますし、一緒に生活環境課の職員も御所市には見に行かせていただいていますし、分かっていると思っていると思うんですけども、その中でできることからやってほしいと思います。ぜひともこの補助金制度の復活をしていただきたいと思います。

ちなみに、かつらぎ町では今、これはちょっと特殊な事例で、飼い猫に対してですけども、雌が6,000円、雄が4,000円の補助があります。高野町も同じです。これを何か、かつらぎ町は今、飼い猫だけから地域猫にも発展させていこうという思いがあるようでございますし、御所市では飼い主のいない猫に対しては、雌は1万5,000円、雄は1万円の補助が出ます。生駒市も飼い主の不明な猫には、これは手術費用の全額、これはふるさと納税を活用して出していってほしいです。御所市もふるさと納税を活用して出していってほしいですし、予算づけもしっかりとされていってほしいです。

地域猫の効果に関しては、答弁にもありますように、把握はしておりますということですが、この活動を始めて以来、橋本市でも

多頭飼育崩壊と言われるものが2件ありました。そのほかにも、一つの地域で10匹以上の猫がおって近隣住民の人からいろいろ苦情が来て、それに対する、地域猫にして今は収まっていますという地域もたくさんございます。

そういう効果が大変あって、猫のことやけれども猫だけのことでなくて、市民の生活環境を守るという大変重要な意味がございますので、その辺のところにしっかりと予算をつけていただきたいということと、補助金制度をぜひとも復活していただきたいと思うんですけれども、その辺については当局としてはどのようなお考えがございますでしょうか。

まだこれから検討ですか。もうこんだけの成果が上がっている、費用対効果からするとすばらしい費用対効果やと思うんですけれども、それに対してより一層支援をして、もっと広めていこうという気はございませんか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）補助金のことについてでございますけども、今現在この猫に関する予算としましては、議員もご承知のとおり、クラウドファンディングを元にした寄附金による財源を元に歳出を組ませていただいているというのが現状でございます。

なので、市で補助金制度というのは今ございませんが、このクラウドファンディングによる寄附をもっと上げる努力をする中で、それでも不足する場合ということももちろんあると思いますので、そういったところの補助金制度につきましては先進自治体とか、そういう制度についても制度設計等も含めまして今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）なかなか、検討という言葉ではなかなか本当に進まないんですけども、これだけ成果を上げて市民の生活環

境を守る活動をしているんですから、やっぱりこのボランティア団体が本当に衰退してしまうと、もうそこで終わってしまって、今言ったように、3年後には2,000匹また増えるわけです。1匹からですよ。雌1匹じゃないでしょう、橋本市にいる雌猫は。じゃ、何匹増えるんですかということになりますよね。

だから、今やっと地域猫活動が定着してきて、市民の方たちも自分たちで県のチケットを取って、個人で、1,569匹の内訳ですと、県のチケットが610匹活用されていますということなので、610匹は市民の方々が県のチケットを使って野良猫の手術をしていただいているわけですから、そこをもっともっと増やしていく取組みを今この時期にしておかないと、本当に3年後に1匹から2,000匹に増えます。

だから、それぞれやっぱり、なかなか県のチケットを取るというのはハードルが高い部分があるんです。区長の判こであるとか地域住民の判こであるとか、そういうハードルが高い部分があるので、そういうハードルをもっと低くして、個人の方々が、猫が好きで餌をやっている、地域猫にしたいなというときに、補助金制度があると、その猫を連れて。

全額出せとは言っていないんです。ちょっとでも補助金があると、その猫を連れて手術に連れて行くよ、私というおっしゃる方が何人もいらっしゃるんです。そういうお声が私の耳に届いていますので、だからぜひとも、一人ひとりの市民の皆さま、猫好きの皆さまが、この猫かわいそうやから、ぜひ地域猫にして増えないようにして、餌やりとかふんの処理はして、優しく見守りながら一代限りの命を全うさせてあげたいわという、とても優しい方々が橋本市にはたくさんいらっしゃいますので、だから、ぜひともこの補助金制度の復活をしていただきたいんです。

クラウドファンディングをやっているし

やるんですけれども、クラウドファンディングの中で本当にすごいお金が集まる場合があります。そのすごいお金が集まる場合の内容はどういうものかという、やっぱり、猫1匹の手術に対して幾ら幾らのお金を出して、その1匹が地域猫として一代限りの命を全うできますよというような内容のものであれば、結構お金が集まるんです。

自分が猫は保護できない、猫を捕まえて地域猫にはしてあげられないけれども、その自分のお金を活用して、橋本市でいるかわいそうな猫たちを何とか地域猫として地域の皆さに見守っていただきたいという思いの強い人がたくさん全国にはいらっしゃいますので、クラウドファンディングに頼っていらっしゃるのであればそういう内容を織り込んで、クラウドファンディングで得た、皆さから頂いた大切なお金を、少しでも猫のところに使ってあげたい。

猫のところに使うんですけれども、最終的には市民の生活に直結していることですから、市民の生活環境が守られるということなので、その辺をぜひともお願いしておきたいと思います。

それと、研究しますということですから、もう早く、いち早く研究していただきたいと思います。それは部長、何かそのクラウドファンディングとかどこかで、どのぐらいお金が集まっているとかというのを見られたことはございますか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）クラウドファンディングを見る中で、大きな金額として目標額とかというところはもちろん見たことはあるんですけれど、実際結果として、どの団体が幾らというのは今把握していないんですが、広告の仕方によって、見せ方によって目標額が大きく違うなという認識はあります。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）それと、やっぱりもっと広報をしてほしいです。タウンミーティングを3回しましたということですけども、これもその団体から申入れがあってやっていますので、ある程度やっぱり予算をつけて、成果が出ているということを言っていたいのであれば、やっぱり動物愛護週間に特集記事として広報に載せていただくであるとか、今、猫の譲渡会は共同でやっていらっしゃる所以ので広報には載っておりますけれども、もう少し、何回も特集とかを組んで、1年に最低1回ぐらいは、野良猫でお困りの方はこちらにご連絡くださいとか、そういう紙面を使つての広報であるとか、それから、有名人とかを呼んで地域猫に対するいろいろな研修をしたり講演会をしたり、そういうことにもっとしっかりと力を入れていっていただきたいと思います。

その団体はいろいろと、小学生とかの子どもたちにも地域猫に対する絵本のプレゼントとかを、橋本市の学校にも知っていただきたいということでやっておりますし、市長にも表敬訪問をさせていただきました。

その中で市長は、いい活動をしていただいていますねということでお褒めの言葉も頂いたということを聞いておりますが、市長としてはこの団体がやっている活動、この地域猫の活動についてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのかということと、補助金制度の復活についてはどのような思いがおりなのか、少し述べていただけたらうれしいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えをします。

以前も環境美化センターのほうへ2回ほど行かせていただいて、本当に野良猫が多いこ

とに大変驚いています。皆さん、臭いもきついで非常に熱心に活動していただいているという評価は十分させていただいておりますし、いろんな形で協力をしていただいているのは本当にありがたいというふうに思っています。

平成19年に終了したということなんですけど、私もその頃、市議会議員でおったなと思いながら、全く記憶が、こういう制度があったという記憶が全くないので。ありましたっけ。あったか。同期が言うんですから間違いないと思いますけれども、ほんまに必要なことやと思っています。

やはりクラウドファンディングだけに頼るというのも限界があるので、いろんな問題もあると思うので、まず、これからちょっと、検討じゃなくて研究をさせていただいて、どういう制度をつくればさくらねこの会の皆さんと協調していけるのかというところをちょっと検討したいなと。

当然、どれだけの予算が要って、どれだけの対応をしていくのか。ただ、職員をそこに回すとなると、ほかの業務も差し支えが出てくるようなケースも出てくると思います。その中で、逆に、さくらねこの会のほうへ委託業務として発注して、逆に仲間を増やしていただけるような、そういう取組みということもできないのか。

成功事例のところもちょっと調べさせていただいた上で、令和7年度中は予算がもう年末にほぼ決めてしまいますので、今のところそれが上がってきていないので、補正でやるのか令和8年度予算に乘せていくのか、そういうこともちょっと研究をさせていただいた中で取り組んでいけたらなというふうに思っています。ご理解よろしくをお願いします。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君。

○16番（土井裕美子君）検討ではなく研究で

すよということは、研究をしていただいて、ああ、これはええなと思ったらやっていただけるというふうに私なりに解釈をしました。ありがとうございます。

本当に、市民の生活を守るという観点においては、今、大事なことだと思っています。多頭飼育崩壊の事案をやった中で、やっぱり猫が好きで、雄と雌を飼ったら知らない間に、手術をしない私たちが悪かったんだけど、もうみるみる猫が増えてしまって、もうあとどうすることもできない。

自分たちの生活がどんどんどん、猫が好きで猫のためにとっているんだけど、その猫によって生活が壊れていってしまった、どこにも相談するところがなかったと言って、関わっていただいた団体には本当に感謝をしているんやということで、生活が立て直せますというようなお言葉も頂いています。

どこに相談をしたらいいか分からへん人もたくさんいますので、今、市長からありがたいお言葉を頂きましたから、いい方向に向かって、もちろん市民の皆さまがボランティアとしてやって協働でやっていただいていますので、それはその団体以外の方々も自分たちで簡単にできるんだよ、地域猫にするのは本当に簡単にできるんだよということを行政のほうからしっかりと発信をしていただいて。

何も行政職員に猫を捕りに行ってくださいというようなことは言っていないんです。ノウハウさえ市民の人に指導をしていただいたら、捕るのは捕獲器が捕ってくれますから、猫は勝手に入ってくれますから、それをどうするかという、そういうテクニックを教えてさしあげていただきたいということです。またその市民団体とも協働で、しっかりとこれからの方向性を出して、力を入れていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。いたして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）16番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、17番 石橋君。

〔17番（石橋英和君）登壇〕

○17番（石橋英和君）皆さん、こんにちは。

今年の一般質問、これが最後です。1年間早かったですね。来年もまたしっかり頑張りたいでしょう。

実は私、昨日の朝、いつも見ている好きな朝の情報番組、読売テレビの「す・またん」というのがあるんですけども、それ見ていましたら、何か見たことある人がしゃべってるんですよ。はたごんぼの説明を番組で取り上げていただいて、そして、しゃべっている人が、無精ひげを生やして髪の毛ぼさぼさで、でも、どこか見たことあるおっちゃんやなと思いながら見てたんですけども、それで議会へその日やってきますと、そのおっちゃんが、ひげはきれいにそってある、おまけに頭まできれいに丸刈りにしてはって、その変わりようにびっくりしたんですけども、一生懸命、はたごんぼの説明を頑張ってくれていました。どうもご苦労さまでございました。

今日、私、一般質問でちょっと似たような、関連があるといえはありますけども、熊がちよくちよく下りてきとるので、その対策と、そして、以前も何回もやったことがあるんですけども、鳥獣被害、その件について一般質問させていただきます。よろしくお願いします。

いたします。

近年、熊が人里に現れることが増えていきます。先週の秋田のように人にけがをさせたり、ごくまれに人の命を奪うこともあります。橋本市ではまだ人的被害こそ出ていませんが、熊は間違いなく里に下りてきています。

熊は本来、人里に住みつく習性はありません。大昔から森林をすみかとしてきました。その森林に何かの不満を持ち始めたのか、すみつく気はないにしても、人里の様子を伺いに来始めたようであります。

熊にしてみれば昔の森林は随分すみやすかったのでしょう。その大切な森林を荒らしてしまった人間が、里に下りていけばひどい扱いをします。時には猟銃で打ち殺されます。私たちは全て人間中心に事を運んできました。人に牙をむいた多くの熊を殺してきました。熊でもイノシシでも鹿でも、邪魔になってきたら私たちは駆除の計画から議論を始めます。

私はそうではないと考えます。昨日、小林議員が訴えた、森林環境を守りましょう、これが正解だと考えています。とはいえ、やはり人的被害を見過ごしにはできません。人身を守るために駆除をすることも必要悪とらまえて許容していかなければ、私たちの社会は回っていきません。

ただし、絶対に譲れないのは、森林環境を守ることと並行作業で行われなければなりません。昨日の小林議員の訴えが害獣対策の揺るぎない原点であることを忘れてはなりません。それを申し上げた上で、私は必要悪である駆除の部分を述べたいと思います。

北海道砂川町での出来事ですが、市からヒグマ駆除の要請を受けた北海道猟友会砂川支部のベテランハンターが、市職員1名と警察官1名とで駆除に出動しました。発見したら子熊だったのでハンターは難色を示しましたが、市職員は「住民の不安を取り除くために

駆除してください。発砲許可も出ています」と駆除を要請しました。結果、このハンターは責務を果たして、その日は終わりました。

ところが、後日、北海道公安委員会が、銃弾が到達する範囲内に建物があつたとして、このハンターの猟銃所持の許可を取り消しました。銃口の先に熊がいて、その奥に住宅があるという位置関係ではありません。熊の後ろは山の斜面でした。弾が熊の体内を貫通し、骨に当たって角度が変わればどっちへ飛ぶか分からないという理由でした。

このような、狙っていない方向に飛んでしまう弾丸を跳弾、跳ね弾と呼び、その跳弾の到達範囲内にも何もあつてはならないというのが跳弾万能説というそうで、ライフルの銃弾は3キロ、4キロ飛ぶことから、ハンターたちは「その論法だと日本には熊を撃てる場所はない」と異議を唱えています。

このハンターが公安委員会の処分を不服として訴えた結果、札幌地裁は、公安委員会の処分は著しく妥当性を欠くもので違法であるとの判決を下しました。ところが、北海道公安委員会は納得せず即日控訴、これを受けた札幌高裁は何と1審の判決を翻し、ハンターは逆転敗訴となつてしまいました。

これには北海道猟友会も怒りをあらわにし、自治体からのヒグマ苦情要請を原則拒否するよう、道内各支部に通達を出す方針を固めました。

さて、問題が残るのは、駆除を要請した市と当日の駆除に同行していた市職員であります。処分されたのはハンター個人ですが、市の方針でこの場所で発砲を促したのは市職員であります。一連の裁判を通じて、1発の銃弾の発射がいかに厳格な判断を要するものかを知ることになったわけではありますが、今回の場合、恐らく市も職員もそこまでの認識はないままに、住民の熊被害回避を最優先に考

え、腕の立つハンターが過たずにこの熊を仕留めてくれることのみを願った結果だと思えます。

橋本市とは違って、熊の人的被害も猟銃による駆除もはるかに経験豊富な北海道ですら、このように混乱しています。本市で熊が突然まち中に現れたら、遅滞なく適正に処理できるのか、誠に不安であります。まち中で人を襲い始めれば、ぐずぐずせずに射殺するしかありません。誰が撃つのかといえ、猟銃の扱いにたけたハンターが撃つべきでありましょう。誰も異論を唱えないセオリーだと思います。

ところが、ハンターは撃たないと言っています。詰めておかなければならない幾つもの問題があるようであります。まち中に熊が現れて人に襲いかかるそのときまでに、大急ぎで解決しておかなければなりません。

気になるのは法律です。例えば、イノシシや鹿は有害獣に指定されているため、駆除が推奨されます。ところが、熊は絶滅危惧種に指定されているため、保護が推奨されます。行政が積極的には駆除できません。危険回避のためにやむなくという前提がなければ、殺せません。

でも、現実にはイノシシや鹿より何倍も何十倍も凶暴な猛獣で、数え切れない数の人の命を奪ってきました。橋本市は熊に対して市民をどう守りますか、お伺いいたします。

2番目であります。2番目は有害鳥獣被害についてであります。

農業経営が厳しい状況下であることは皆さんご存じのとおりであります。せめて鳥獣被害だけでも行政で担ってくれたら、もう少しは農業経営も楽になるという声は農家の皆さんからよく聞く言葉であります。

これを今回、これ通告のテーマ、こんなことを書いて、ふと思ひましたのは、実は十五、

六年前、私が議員 1 期目のときなんですけども、そのときも農家の皆さんからそういうような話を聞かされまして、獣害対策について一般質問したのを思い出しますが、全く今申し上げた同じような文面のことを当時述べたと思います。

結局、十五、六年たちましたが、全く同じような言葉がそのまま使えるということは、獣害対策は同じようなことを十五、六年繰り返してきた、特段進歩もなく月日がたってしまったのかなという、そんなことを実感したわけでございます。

それと、ちょっと違った点は。私が 1 期目のときにそんな話をしてくれた農家さんですが、今回はその息子さんがちょっと話を聞いてほしいと来られました。だから、もう親子 2 代、十五、六年たてば世代交代があったわけなんですけども、そうか、親子 2 代にわたってここの農家さんは獣害で苦労してこられたんだなというのが、実感として今回はございました。

だから、私の一般質問は提案型でやってまいりましたので、今回も獣害対策に対して何かいい提案ができないかなと思って考えたんですけども、獣害対策、これが特効薬というのが浮かんでまいりませんでして、だから当局にお伺いしても、そんなすばらしい解決策が出てくるのかな、こないのかなというような気持ちで質問させていただきます。

ただ、お伝えしたいのは、農家も 2 代にわたって獣害に今年も苦しんでいますよと、その辺のことをお伝えしたくて、ここに立たせていただきました。

この二点につきまして、熊と有害獣の農業被害、この二点について答弁よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の質問項目 1、熊が頻繁に市街地に出没してきたら対

処できますかに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）熊が頻繁に市街地に出没してきたら対処できますかについてお答えします。

紀伊半島のツキノワグマは絶滅危惧個体群として保護されており、現在、鳥獣保護管理法で狩猟が禁止されています。仮に市街地にツキノワグマが出没した場合は、和歌山県ツキノワグマ保護管理指針に従い、県・市、警察及び関係者が連携して対応します。

対応方法については、ツキノワグマの行動や興奮度合い、緊急性などに応じて、追い払いや捕獲おりによる捕獲、麻酔銃による捕獲、猟銃による捕獲を決定します。

集合住宅地等へ出没するなど緊急を要する場合は、警察官職務執行法第 4 条第 1 項によって、人の生命、身体等の安全を確保するための措置として、警察官が地元猟友会の猟銃免許所有者に命じて駆除できることとなっております。

直近の環境省の調査によると、平成 10 年と古いデータではありますが、紀伊半島には 180 頭のツキノワグマが生息しているとされています。ツキノワグマは成獣雄が体長 120 から 150 センチメートル、体重 40 から 100 キログラム、成獣雌が 100 から 130 センチメートル、体重 30 から 60 キログラムの大きさで、行動範囲は年齢や餌の分布と量によって変動しますが、1 日で成獣雄が 30 から 50 平方キロメートル、成獣雌が 10 から 30 平方キロメートルを移動します。また、紀伊半島のツキノワグマは冬眠せずに冬期も活動すると言われてしています。

市では人の生活圏への出没を未然に防ぐために、ツキノワグマにとって餌となる果樹や生ごみなどの誘引物を適正に処理及び管理することを呼びかけるとともに、生活圏に接し

ている山林を整備し、見通しのよい環境づくりも重要であることから森林環境譲与税を活用した森林整備に努めているところですが、それでも出沒が確認された場合は、県・市、警察及び関係者と速やかに連携し対処することとしています。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君、再質問ありますか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）度合いがあるんですね。基本的には保護動物、だから、必要以上に捕獲したり殺りくしたりはしませんよという。それでも、この間の秋田県は最終、おりで捕獲したみたいですけども、今、答弁していただいた中にも、麻醉銃を使う場合、そして実弾を使う場合、それとわな、おりでの捕獲。

その違いというのはどの辺に基準を置いているのか、もう一度ちょっと説明をお願いしますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今までツキノワグマが市街に、橋本市においては市街に出沒したことはないの、こちらの部分、基準というのは基本的にありませんでして、その場、現場に応じての対応というふうになります。秋田市においても最終的にショッピングセンターの中にも入ってしまったにもかかわらず、もう捕獲おりを活用した。

あれは開店前やったので、お客さんもおれへんだという状況下やったんですけども、そういう状況にしたんですけども、恐らくもう実弾で撃つというところについては、ほとんど恐らく可能性というのは少ないというふうに考えております。

最終的に警察官が判断するところになるとは思うんですが、ということは、恐らく追い

払い、もしくは捕獲というところでまずは対応するのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）必要に迫られて、これは実弾で即射殺すべきだというときは、猟友会の資格を持ったハンターにやってもらう。この麻醉銃というのは誰が使うんですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）お答えします。

過去にもイノシシの捕獲おりに錯誤捕獲ということでツキノワグマが捕まったことは市内でもございます。そういった場合に麻醉銃の使用をしたということはあるんですが、その場合は保健所、県に通報しまして、獣医の許可があるので、獣医の許可を得て、和歌山県であれば兵庫県のほうから麻醉銃が使える方を呼んで、眠らせてという対応を取っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）ちょっと、笑うてすみません。実弾にしろ麻醉銃にしろ、現場は逼迫していると思うんですよね。そんな、のんびりしている余裕がないときに、今回、麻醉銃でやろうと決まったときに、獣医の許可をもらって兵庫県から人を来てもらってやってもらうと。現場が逼迫しとったら、それはちょっと時間的に不可能じゃないかという、いっこも急場の間に合わへんというふうに感じます。

実弾を使うんだったら、猟銃を使える人は市内にはおられると思うんですけども、猟友会、そこへ、こういう場合は市のほうからお願いしますから、そのつもりで協力してくださいよというようなお話は届いていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）お答えします。

ちょっと北海道の事情とは違うところというのは、整理しますと、北海道はヒグマという種類やったんですけども、ヒグマは有害鳥獣と指定されておって、有害捕獲の中で駆除できるという状況でした。そういうことで、有害捕獲の担当の市において、恐らく先ほどの斜面の話、砂川の話については、市の指示の下、最後、猟銃を使ったという形になったと思います。

一方、ツキノワグマ、和歌山県におけるツキノワグマにつきましては、先ほども申し上げたとおり、基本的に保護鳥獣というふうになっておりまして、市においてそちらの捕殺というんですか、殺処分の決定をすることはございません。先ほども答弁させていただいたとおり、警察官の判断において、逼迫しているという状況の中でそういうことをお願いすることもあるということになっております。以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）そうなんですか。ちょっと私、勘違いしてしまして、北海道で生息しているヒグマは有害獣扱いになっとるんですね。だから、北海道でそういう、先ほど言わせていただいたような銃で射殺というようなことがあったと。ただし、本土で、和歌山県も含めて生息しているのはツキノワグマだから、保護動物だから、こっちのほうは撃てないから、要するに橋本市は熊は銃では打ちませんということなんですね。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）市の指示において熊を殺処分するということはないです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）なるほど、それでさっき言わはったのが、警察が判断することになりますということですね。でも、警察とはい

え、そう簡単にもう、やたら撃ちましようとはなかなか言いにくいですよ、保護動物だからね。

北海道以上に、じゃ、本土の熊は殺処分はしにくい状況にあると。そんな中で、麻酔銃を使うにしても、手続きがあつたり遠くの人をお願いしたり、ちょっと急場の間に合わんのじゃないかという気が实际します。

そうなったときに、今のところは目撃情報で、火葬場、あそこでおりに入ったんですね、あれ。とか、事なきを得ているというか、まだまだ人がたくさんいるところまでは踏み込んできていないので、現在のところ、危なかった、冷やっとしたねというようなところまでは行ってないから。

でも、やっぱり想定しておくべきことだと思うので、もしもって人がたくさんいるような、河南が多分、向こうから来るんだったら、河南だったら小学校とかいっぱいありますよね。そんなところに、子どもが通っているようなところに熊が来たとなったときには、そういうような状態でいきなりそんな状況になってしまったときに、すぐ対処は難しいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

どうですか、緊急、子どもたちが危なくなつたとしてもしなつたとしたら、適正な処置が可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

基本的に連絡体制、基本的にそういう小学校の近くに熊が出たということになれば、恐らく通報は警察または市に来るかなというふうに考えております。市としては日頃からそういう体制を取っておりまして、鳥獣被害、緊急な場合にでも、夜中でも、イノシシを含めて鳥獣被害に関してはすぐ動けるような体制で待機しています。土日であっても職員が

鳥獣当番というのを編成しまして対応できるように対処していますので、そういう面では対処は可能かなというふうに思います。

ただ、今、議員おっしゃっているところというのは、出てきてたちまち熊をどないかするために、殺処分のことをおっしゃっているのかどうかちょっと分かりませんが、その判断をするところというのは、やはり市ではそれ行えませんで、警察と連携しながら、例えば、もう市においては住民を避難させるとか、そういうことを恐らく協力体制として取っていくべきやろうなというふうには考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えをします。

橋本市には熊を撃てる人はいてません。もともと熊は撃ってはいけないので、イノシシとか鳥とかそういうものなので、逆に、急に熊が来たから撃てと言ったって、それはもう経験が全くない中で、それはもう無理やと思います。

今、岸本知事が動いているのが、和歌山県、奈良県、三重県で、ツキノワグマは今まで保護獣としてやってきましたが、そろそろ保護獣を外して、もうちょっと頭数管理をするためにも処分をしていかなあかんというふうなことを今、国のほうに上げています。

その中で今、多分500頭ぐらいになっているという情報を一時聞いたあるので、今、出てくる前に、どれだけその頭数を抑えて、人里へ下りてこないようにするかという、まだ改善の策をやっていかなあかんのかなと。

今、イノシシが撃てない人に熊を撃てと言ったって、それはそんな経験もないのに撃てないと思いますし、猟友会も高齢化してきているので、今、鉄砲で撃つよりわなで捕る人

間のほうが多いので、まずその部分の管理をしていくべきやなと思いますし、下りてきたときにはやっぱり即座に逃げてもらうということが大事かなと思いますし、逆に、校舎の中に入って、子どもが出てこないように完全に学校を閉め切るという方法のほうが安全かなというふうにも思いますし、なかなか近畿で熊を撃てるといったら、日本海側ぐらいしかいてないかなという気がします。

現実にはそういう対処はなかなか難しいと思いますので、とにかく今はツキノワグマの県の頭数管理をもっと、一時のように少なくしていくという取り組みが必要ではないかなというふうに思っています。橋本市でできることは、とにかく安全に逃がす、そこへ誰も入らないようにするというやり方しかできないのかなというふうに思います。

とにかく、今はそんなに熊がめちゃくちゃ多いわけでも、北海道とか秋田とかいうような場所でもありませんので、できるだけ早く国に認めていただいて、しっかりとした頭数管理をして減らしていくという方法を、まずは県と一緒に考えていくべきかなというふうに思っています。

なかなか難しい問題で、保護獣をそう簡単に撃つというわけにもいきませんので、この保護獣を外してもらうということが一番の市民の安全対策かなというふうに考えていますので、また近々知事にもお会いしますので、その話もさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）そういうことですか。よく分かりました。

でも、最近の資料を担当からももらっているんですけど、件数的には、目撃件数的にはやっぱりどう見てもこれは増えてきているんです。それで、今後減っていくという何か

そういう条件もなさそうだし、多分増え続けるんじゃないかなという心配をどうしてもしてしまうんです。

赤塚であったと、この間、黒河道でもあったよというような、目撃あったよとかいう話も聞いたりしていますし、そこへ、僕ら子どもの頃、熊って冬眠すると聞いていたが、ツキノワグマは冬眠しないのか、気温の上昇でしなくなったのか、昔からツキノワグマはしないのか、どっちですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）すみません、ちょっとその辺は分かりかねるんですが、調査によると、していないみたいです。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）いや、せめて冬の間でも冬眠しとってくれたら、うろうろ出てくへんのですけど、それ活動しているとなったら、また1年通じて結局は危険があるということだし、どうなのかな。

僕らの子どもの頃って、じいちゃん、ばあちゃんは、「ああ、熊が出てきたら死んだふりしいよ」と言われたんやけど、あれも誰も試した人おれへんみたいで、最近の大人は子どもにそういうことは言っていないのかな。

ただ、そんな気楽なことを昔は言うとしても何とかいけたんですよね。熊は山の中に住んどったら、あんまり下りてきてなかったから。でも、最近そんな気楽なことを言うてられへんように、ちょくちょく出てきとる。

それで、和歌山は少ないにしろ、それこそ秋田でもついこの間、先に店員がけがしたんですよね。だから、いつ何ときというのを警戒して、いろんな、せなあかん、できる準備は始めておいてほしいと思いますし、市長がおっしゃった、知事がもうそういうところも着手しているから、また知事にもそれをお願いしておきますということで、それはもう

よろしくお願いします。

それでは、一つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）少し補足というか、取り越し苦労かも知れらんですが、先ほど議員の発言の中で、斎場で出たというような話があったんですが、斎場で熊がという話があったと思うんですが、これ高野口にも斎場がありますので、勘違いやったらあかんので。

この春に赤塚で出ました。これは錯誤捕獲やったので、もうそのまま眠らせた上で、もう遠いところに持って行って放獣したという状況になっておりますので、高野口の方に心配かけたらあかんというところと、あと黒河道でという話もあったんですが、その後は特に目撃情報はございませんので、安心して登ってもらえるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、今年の鳥獣被害はどうでしたかに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）今年の鳥獣被害はどうでしたかについてお答えします。

本市の有害鳥獣捕獲数は、イノシシが令和2年度1,000頭をピークに、豚熱の影響によって捕獲数は減少していましたが、今年度では623頭が捕獲され、再び増加しています。

また、ニホンジカが令和6年度では過去最高の227頭、アライグマも同様に過去最高の329頭が捕獲されました。

本市では県補助事業に加え、農業振興条例において、令和3年度より防護柵の設置費用として市単独での補助事業も行っていますが、今年度における捕獲頭数を考慮すると、鳥獣

被害は増加傾向にあると考えられます。

その他、全国的に有害鳥獣の増加要因の一つとして、高齢化に伴う猟師数の減少が言われています。和歌山県では新規の狩猟免許取得者の講習費用を補助しており、本市でも市主催でアライグマ無料講習会を実施するなど、鳥獣対策に当たる人材の確保をめざしています。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君、再質問ありますか。

17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）やっぱり、いつとき病気が蔓延したときに減ったんだけど、その後はもう跳ね上がる、跳ね上がるという言葉はどうか分らんけども、やっぱり上がってきているんですよね。

対策としたら、電柵の補助をやっているのと、そして、捕まえてくれた動物の、買取りという言葉はおかしいか。支払っているんですよ、それに対して。予算の使い方としたらそれと電柵と、ほかどんな、ありますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

そのほかといいますと、わなの購入費用に対して2分の1の補助ですとか、あと狩猟免許の更新、取得等に対して、これは県の取得になるんですが、県補助事業を利用しまして、取得の一部補助というところを行っておると、そういうことになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）そうですね。さっき話をした十五、六年前もそんなようなことだったと思います。同じような予算を取って、同じように執行して、そして同じような、毎年被害が出ていると。出ているし、ちょっと近年また増える傾向だということですよ。

困りましたね、これ。いちごっこで、本来に無駄金というか、将来なくなっていくために今年これだけ予算つぎ込んでも、将来のためにというのであればいいけども、今年つぎ込んでも、それが、それお金かけんかったら来年もっと増えるんだから、それは今年これだけとはいうことと言えば無駄じゃない、当然無駄じゃないんだろけども、将来楽になるんだからという夢のようなものが全くないのが残念です。

何かいい方法はないかなと思って考えたんですけど、結局思いつかなかって、将来的に当局としたらこの問題、こういうふうにやっていこうとか、今まで従来やってこなかったけど、こういうアイデアが実はあってねとか、何か持ってないですか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

猟師の方からはいろんな要望を頂いてまして、例えば防護柵の設置に関しましては、県の補助金を利用しておったんですけども、それもちよっと使いにくいということがございましたので、県補助に当たらない部分というのを、農業振興条例において市単独で補助するということにいたしました。

なかなかほんまに、さっきいちごっこと言われましたけども、毎年毎年、鳥獣は当然生まれてくるわけで、僕らとしても出てきたものに対してどう対処するのかというところしか、ちょっとまだ方策としてはございませんので、今の形になっております。

ただ、何もしていないかというと、15年前から変わってないかというとそうでもなくて、体制としてはすごくスムーズに行えていると思います。先日も杉村公園のほうでイノシシが、これ11月3日になるんですけども、出沒しました。これも結局、職員が網で捕獲した

ような形になるんですけど、こういうことで職員が出動して、危険なところを何とか捕獲するというようなことも、実際そういう場面に多々遭遇するところもございます。

なので、その辺をちょっとお目に留めていただきたいかなと思いつつ、あと、猟師の方のご要望に基づいて、ご意見等を頂きながら、今後何かできひんかということについては取り組んで、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君。

○17番（石橋英和君）さっきもちょっと言わせてもらったんです。本来は、熊にしろイノシシにしろ、やっぱり臆病なんですよね、四つ足の動物というのは、人間に対して。だから、あえて人のごみごみしたところへ好んですもうとはしない。本当は自分たちの生活するのに適した森林、山林、野山で暮らすのが彼らにとったらすみやすいんです。

でも、何らかの事情でそこですみにくいのか餌が足りないのかで、ちょろちょろ出てくるようになっていきますよと。下りてきたら結構おいしい食べ物にありつけるというのもあるんだらうけども、でも、やっぱり森林、もともとの、あの動物たちが好んですんでいた

ところをすみにくくしないように、昔からすんできたところですからいけばいいんだよと。言えば、向こうだって安心してすんでくれたら、随分と下りてくるのが減ると思うんです。

だから、森林のほうを、昨日、小林議員が言ってくれたあの活動も、本当に鳥獣問題につながる大きな問題だと思いますので、あれにもしっかり力を入れて、本来、動物たちがすみかとしてきたところを人間の手で破壊しない、そういう運動も大事かなと思いますし、実際、現実問題、農作物を食い荒らされて困っている農家の人たちを、毎年やからもう辛抱してくれ、毎年やからしょうがないと言わずに、精いっぱい救済できるような行政を推進していただきたい。そういうお願いでございます。よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（森下伸吾君）17番 石橋君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時30分 散会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 森 下 伸 吾
3 番 議員 岡 本 喜 好
17 番 議員 石 橋 英 和

